

令和3年9月17日

## 旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の 指定の解除に係るパブリックコメントの受付を開始しました

経済産業省関東経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第2項の規定に基づく指定旧供給区域等の指定解除に対する意見を令和3年9月17日から令和3年10月18日まで募集します。

本件は、経過措置として料金等の規制を課している供給区域の指定解除に関する意見を募集するものです。

### 1. 意見募集の概要

平成29年4月から始まったガス小売全面自由化に際し、供給区域ごとの事業者のシェア等を踏まえて、一定の基準を越える旧供給区域については、経過措置として料金等の規制を課すこととし、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第6項の規定に基づき、指定旧供給区域として指定しています。

この度、改正法附則第22条第1項の義務を負う旧一般ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則第3条の規定に基づく報告があり、別添の指定旧供給区域について改正法附則第22条第1項に規定する指定の事由がなくなったと認められるため同条第2項に基づき指定を解除しようとするものです。

### 2. 意見募集期間

令和3年9月17日（金曜日）～令和3年10月18日（月曜日）

### 3. 資料の入手・意見提出方法

資料の入手方法・意見提出等詳細については、以下のウェブサイトを御覧ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595221052&Mode=0>

（本発表資料のお問合せ先）  
関東経済産業局資源エネルギー環境部  
ガス事業課長 高崎 宏和  
担当者：篠原、富澤、木村  
電話：048-600-0413（直通）  
FAX：048-601-1298

(別添)指定の解除の対象となる関東経済産業局所管の指定旧供給区域一覧

事業者名	本社所在地	供給区域
京葉瓦斯株式会社 (法人番号 8040001026108)	千葉県市川市市川南2丁目8番8号	市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域 及び船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市の一部区域
京和ガス株式会社 (法人番号 9040001038011)	千葉県流山市江戸川台東1丁目254番地	流山市及び柏市の一部区域